

# 戦後中国における日本人の引揚げと遣送

佐藤 量

## 1. はじめに

本稿では中国からの日本人引揚げについて、引揚げた当事者の体験・記憶ではなく、日本人を「送り返す側」の視点から捉え直し、日本人の引揚げが戦後東アジアにおける大国間のせめぎ合いのなかでどのように計画・実行されたかを考察する。

これまで引揚げは、日本人のドメスティックな歴史として捉えられる傾向にあった。日本の歴史のなかで語られる引揚げといえば、太平洋戦争の終結にともなって中国大陸や朝鮮半島、台湾、樺太、シベリア、東南アジア諸国、南洋群島などにいた日本人が一斉に帰国した出来事を指すことが一般的である。研究の分野では、日本政府や引揚げ援護庁を中心とした戦後日本社会における引揚げ者の受入れ体制に関する研究<sup>1)</sup>や、引揚げ体験をめぐるオーラルヒストリー研究<sup>2)</sup>が継続されてきた。また、当事者や関係者によってその壮絶な逃避行体験をめぐる小説や映画も多数生みだされ、戦争に翻弄された悲劇の歴史として広く知られている。すでに戦後70年が経過しようとし、生存者が少なくなっている現在、これらは戦争の記憶を後世に伝える上で極めて重要である。

しかし、当事者の語りや研究の蓄積によって壮絶な引揚げ体験は広く知られるようになった一方で、戦後の混乱が続くなかで数百万人の日本人引揚げがなぜ可能になったのかという問いは十分に明らかにされていない。引揚げ当事者ではなく、日本人引揚げに関与した関係各国の「送り返す側」の思惑や論理については、これまで整理検討されてこなかった。

東アジア地域の戦後処理をめぐるのは、アメリカ・ソ連・中国を中心とした大国間の政治的・経済的思惑が錯綜しており、日本はその国際政治問題の渦中にあった。外地にいた日本人も例外ではなく、それぞれの地域で誰にどのように管理され、どのような処遇を受けて帰国したのか、そしてその背景にはどのような政治的・経済的思惑があったのか、その実態はよくわかっていない<sup>3)</sup>。

たとえば中国では、引揚げのことを「遣送」や「遣返」と呼ぶが、日本ではその呼称さえもほとんど知られていない。文字通り「送り返す」ことを意味する日本人の送還政策が、中国社会でどのような意味を持ってきたのかほとんど紹介されてこなかった。中国にとって「280万人の日本人をどのように送り返すか」という問題は、戦後すぐにはじまった中国国民党と中国共産党による国共内戦においても、「反日」「抗日」を国是とする新しい国家建設においても重要な懸案事項であった<sup>4)</sup>。本稿では、日本人引揚げを戦後東アジアにおける国際政治問題として捉え、一国史的視点から語られがちであった引揚げを、多国間にまたがる東アジア地域の歴史として考察する。

### 本稿で参照する資料について

近年中国では歴史資料の電子化および公開が進んでいる。とりわけ上海市図書館や上海市檔案館において顕著であり、新たに公開された歴史資料を活用した精緻な遣送研究も発表されている<sup>5)</sup>。とはいえ、上海における歴史資料の公開状況は他の都市よりもはるかに進んでいるものの、中国における歴史資料の電子化・公開は端緒についたばかりである。また昨今の日中間の政治問題も影響し、大連市檔案館では資料を閲覧することができないなど、日本人が中国の資料を利用して研究することはさまざまな困難がともなう。

本稿では、筆者が2012年2月に上海市檔案館にて閲覧した遣送資料、中國陸軍總司令部第二處編『遣送日俘僑及韓台人歸國有关条規汇集』（『遣送日俘僑及韓台人歸國有关条規集』中華民國三十五年，1946年。館藏番号Y6-1-29）を参照する。本資料は日本人をどのように送り返すかという問題について、アメリカと中国が協議した会議議事録である。1945年10月と1946年1月に上海で実施された本会議は、アメリカ海軍と中国国民政府による日本人および韓国・台湾人の遣送政策を策定した会議である。アメリカと中国が日本人引揚げをめぐる協議したことは知られているものの、その具体的な協議内容は不明な点が多く、本資料によりその実態が明らかになる。

なお本資料は、国民政府によって記録された議事録であるため中国語で記されている。おそらくアメリカによって記された議事録もアメリカ国内の資料館等に所蔵されていると考えられるが、現時点ではその所在については把握していない。本稿では中国側の資料に基づいて考察する。

## 2. 日本人引揚げをめぐる関係各国の動向

### 1 復員と引揚げ

1945年8月15日以降、中国大陸に取り残された280万人もの日本人をどのように処遇するかは、日本をはじめとする関係各国の重大な問題であった。下記の表1は、中国大陸に残された280万人の内訳を示している。「中国大陸」とは、現在の北京周辺以南の華北・華中・華南地域を示すが、この地域は邦人よりも軍人の数が多い。これは最後まで日中戦争が展開していたためである。一方「満洲」「大連（関東州）」は、北京以北の中国東北部にあたる。この地域は軍

表1 中国残留日本人の人口と分布

	軍人（人）	邦人（人）	総数（人）	引揚港	引揚時期
中国大陸	1,044,460	495,431	1,539,891	上海、青島等12港	1945年12月～
満洲	41,916	1,003,609	1,045,525	葫芦島	1946年12月～
大連（関東州）	10,917	215,037	225,954	大連	1947年1月～
計	1,097,293	1,714,077	2,811,370		

厚生省編援護局編『引揚援護30年の歩み』（1978年）、若槻泰雄『新版 戦後引揚げの記録』（1995年）から作成

人よりも邦人の数が圧倒的に多いことがわかる。ソ連が侵攻してきたにも関わらずこの地域に軍人が少ないのは、駐屯していた関東軍が終戦間際に逃げ出したためと言われている。大連（関東州）の邦人20万人の多くが都市生活者であるのに対し、満洲の邦人100万人の多くが広大な中国東北部に点在して暮らしていた。さらにそのなかの20数万人は、大地を耕していた満洲開拓者と呼ばれる農業移民である。

邦人と軍人では人数や地域性がばかりでなく、国際法においても位置づけがまるで異なっていた。軍人の復員は、ポツダム宣言第九項に「日本軍隊は完全な武装解除の後、故郷に帰り、平和な生産と生活の機会を得ることが許される」と明記されており、1945年9月から邦人の引揚げに優先され、旧日本軍の責任のもとで実行されることになっていた。一方、邦人の引揚げはポツダム宣言の条項に明記されず、関係各国の判断によって扱いが委ねられることになった<sup>6)</sup>。つまり、邦人をいつどのように送還するのか、もしくは抑留するのかは、統治者の裁量次第であった。

また図1は、終戦直後の中国における各国の勢力分布を示している。国民党は上海、重慶、南京、青島、広州など沿岸都市部を中心に拠点とし、他方、共産党は延安や旧満洲であるハルビン、長春、瀋陽など内陸部を拠点とした。また、戦前からアメリカ海軍は上海、広州に駐屯し、国民党を軍事的・政治的に支援してきた。

他方、終戦間際の満洲に侵攻したソ連は、戦後もそのまま駐留し、満洲の実行支配を続けながら共産党と連携を取った。米ソは国共内戦に連動しながら対立を深めていく。このように、

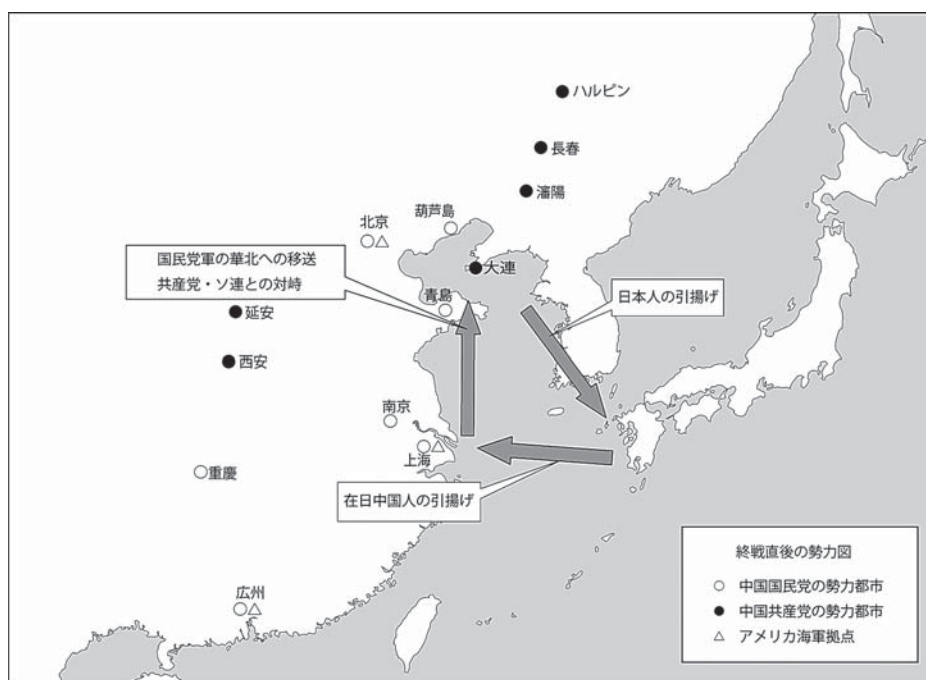


図1 終戦直後の中国における勢力図

中国陸軍總司令部第二處編「遣送日俘僑及韓台人帰国有関条規彙集」中華民國三十五年（1946年）、若槻泰雄『新版 戦後引揚げの記録』（時事通信社、1995年）から作成

戦後の中国大陸は、国共内戦と米ソ冷戦構造のなかにあり、非常に混沌とした政治状況であった。したがって、中国各地に取り残された日本人は、その場所の統治者・統治国に自らの命を預けることになったのである。

## 2. 日本の対応

こうした状況下で日本政府は、海外残留日本人問題とどのように向き合ったのか。終戦直後、少なくとも1945年8月から9月にかけての基本方針は、「できる限り現地に定着」というものであった。

1945年8月14日、大東亜大臣東郷茂徳による訓令「三ヶ国宣言受諾ニ関スル在外現地機関ニ対スル訓令」において、「居留民ハ出来ウル限り定着ノ方針ヲ執ル」と定められた（山村，2009：180）。また、中国においては、1945年8月18日に支那派遣軍総司令部による「和平直後の対支処理要綱」のなかで、「支那居留民は、支那側の諒解支援の下に努めて支那大陸に於て活動するを原則とし（中略）其の技術を發揮して支那經濟に貢献せしむ」と言及されている<sup>7)</sup>。居留民は残留を原則とする方針であった。

日本政府が、日本人を残留させる方針を取った背景にはいくつかの要因がある。まず、GHQの占領下にあった日本は、戦後ほどなく外交機能を停止され、独自に残留日本人を引揚げさせることができなかった。また、戦争によって日本国内の財政も逼迫し、国内の日本人の生活もままならなかったため、引揚者のための膨大な数の引揚船や食糧、衣料などの生活物資を用意することは極めて困難であった。

だが、もっとも大きな要因として指摘されているのが、「財産の保護」である。日本が大陸進出以降設置してきた工場や施設、農地といった「財産」を保護し、なんとか確保するために、日本人が残留するというものであった<sup>8)</sup>。日本が中国に残した資本や財産は「敵性財産」と呼ばれ、結果的にその大半は統治者によって接収されることになるが、当時の日本の指導者たちは少しでも接収を免れる方法を考えていた。1945年8月18日の支那派遣軍総司令部による「和平直後の対支処理要綱」が策定されている。以下はその一部である<sup>9)</sup>。

- 七. 在支居留民は、支那側の諒解支援の下に努めて支那大陸に於て活動するを原則とし、其の技術を發揮して支那經濟に貢献せしむ
- 八. 交通、通信、重要事業場工場及び公共事業等に於ける日支合弁国策会社の日系社員を一斉に撤去する時は（中略）社会的經濟的に至大の影響を及ぼすべき以て日支間に新たに約定して斬進的に日系社員を退去せしむ
- 十. 在支諸企業、經濟技術部門等の残留定着または新たなる進出等に方りては特に旧來の權益思想を一擲し誠意を以て支那の復興建設に協力し日支の提携を促進するを主眼とす

本資料から、日本政府は日本が築いてきた財産を引き続き保持して、日本の技術力・経済力を通じて戦後中国社会に影響力を保つことを主眼として、日本人の残留を原則としたことがわかる。

### 3. 中国の対応

一方、中国国民政府は、日本政府による日本人残留原則に呼応して、日本の「遺産」を活用することを望んでいた。1945年8月15日、蒋介石はラジオ放送で「余の対日方針」という声明を出し、軍国主義を排して民主主義に則る中華民国政府の基本対日方針を発表した。蒋介石は、共産党との内戦に対処するために日本軍の「遺産」を活用することを望み、各地における八路軍などの共産党勢力による攻勢のなかで、日本軍の武力を抑止力として利用しようとした<sup>10)</sup>。

軍事力だけではない。日本の技術力にも強い関心を示し、日本の工場や企業、そして技術者の留用も求めた。日本政府が中国社会の復興に影響力を保持しようとしたことに反応して、日本との経済提携や日系企業の維持、技術者の残留などを要望した。

たとえば、上海では、「关于上海市留用日籍人员各机关法团组织简则草案」（1945年）など残留日本人の留用をめぐる規則草案が作成され、日本人労働者や技術者の徴用に関する規則を作成し、残留日本人を経済活動に活用していく方針を取った。また、上海市警察局も「上海留用日僑名冊」（1947年）など名簿を作成して残留日本人を管理しはじめた。国民政府にとって、共産党との戦いにおいても来たるべき内戦後の新しい国家建設においても、日本の残した「遺産」は不可欠だったのである。

### 4. アメリカの政策に呼応する日本と中国

これに対してアメリカは、残留日本人の「早期送還」を求めている。終戦当時のアメリカ大統領トルーマンは回顧録のなかで以下のように述べている<sup>11)</sup>。

1945年当時の中国には、300万人近い日本人がおり、100万人以上が軍人でいた。我々がこの日本軍隊を除く措置を講じなければ、日本軍はたとえ敗れても、中国を押えていくことができた

アメリカにとって中国大陸に残る日本人は依然として脅威であり、早期に送還させる必要があったのである。また、日本人を早期に送還させる方法として、トルーマンは次のように回想する<sup>12)</sup>。

蒋介石率いる国民政府軍は重慶を中心とする華中を拠点としている。長江より北は中国共産党の勢力下となっているため、国民党の影響力は弱い。したがって、国民政府軍が華北に手を伸ばすためには、共産党の同意を得なければならず、また共産党とソ連側の同意なくしては旧満洲に入ることはできない。そこで我々は、日本軍が放棄した武器弾薬を国民政府軍に支援助し、華中に駐屯する国民政府軍を華北に移送して、海兵隊を港灣警備のために派遣する。任務にあたるのは第7艦隊である。

日本人の早期送還を望むアメリカ政府と、日本人の現地定着を原則とした日本政府および、その日本人を留用することを望んでいた中国国民政府とは方針が異なっていた。だが1945年10月以降、日本も中国も日本人の残留原則から引揚げ方針に転換していく。敗戦国である日本はア



アメリカに従わざるを得ず、アメリカを後ろ盾とする国民政府もまたアメリカの政策に同意した。

GHQは、厚生省に対して「引揚げに関する中央責任官庁」を設置する司令を出し（1945年10月18日）、日本側の引揚者受入れ体制を整えることに着手した。1946年に入ると「米国船の整備に関する件」（1946年1月18日）、「輸送力増強に伴う引揚者受入れ体制の整備強化に関する件」（1946年2月7日）などが次官会議で決定され、全面的な引揚方針に転換する。残留日本人の引揚事業は、アメリカの政策決定によって大きく左右されることになる。

また国民政府も日本と同様に方針転換し、遣送計画を策定しはじめた。1946年1月には中国陸軍総司令部が訓令を発し、アメリカとの協議に基づいて日本軍をすべて帰還させるとともに、留用していた日本人技術者についても、残留希望者と否の二種類に分けて希望しない者はすみやかに帰国させることを決定した<sup>13)</sup>。1945年11月27日にはアメリカ政府による日本人早期送還政策が策定され、米国海兵隊の中国継続駐留や、第7艦隊による国民政府軍の華北・東北への追加輸送を決定した。

以上の点から日本人引揚げをめぐる日本・中国・アメリカの関係をみると、日本人引揚げにはアメリカ政府の意向が強く反映していることがわかる。またその政策決定は、1945年10月から1946年1月にかけて実施されていた。では、引揚政策はどのように決定されたのか。その一端は、上海市档案馆で得た資料である中国陸軍総司令部第二處編『遣送日俘僑及韓台人帰国有关条规汇集』（『遣送日俘僑及韓台人帰国有关条规集』中華民國三十五年、1946年）に記されていた。この資料から引揚政策決定の舞台裏を垣間見ることができる。

### 3. 米中による日本人遣送政策協議

#### 1. 上海会議の参加者

上海会議は、1945年10月25日と1946年1月5日の2回にわたって開催された。アメリカと中国による上海会議は、日本および中国の日本人引揚げ・遣送政策をめぐる転換点であったとともに、具体的な早期送還方法・役割が決定された会議であった。2回開催された会議には、アメリカ海軍と国民政府の要人が参加した。双方の参加者は以下のとおりである。

#### 2. アメリカの役割

第1次上海会議（1945年10月25日）では、まず日本人送還におけるアメリカと国民政府の役割分担が決定された。

表2

アメリカ側	中国側
中国戦区アメリカ軍総司令部（日俘僑遣送組長以下将校9名）、第7艦隊（作戦指揮官2名）、戦時船舶管理処（作戦指揮官2名）、南京総連絡部（1名）。合計14名	国民政府軍政部（水路軍少将1名）、国民政府陸軍総司令部（陸軍少将2名）、交通部（全國船舶調配委員會および水路軍運指揮部上海辦事處から5名）。合計8名

中国陸軍総司令部第二處編『遣送日俘僑及韓台人帰国有关条规集』（1946年）より筆者作成

## 総則

- A. 日本人遣送政策は、国民政府の責任のもとで実施される。
  - 1. 中国戦区アメリカ軍総司令部が引き続き中国に留まり、国民政府とアメリカ軍の連携を取るための連絡部処を設置する。
- B. 遣送事業は2段階で構成する
  - 1. 日本人の港湾への輸送と乗船時の検査は、中国陸軍総司令部が担当する。
  - 2. 中国から日本への海上輸送は、アメリカ海軍第七艦隊が担当する。
- C. 遣送対象となるのは、中国大陸に残留する邦人と台湾・朝鮮籍の人々、さらに日本内地に残留する中国人である。満洲残留者はこの会議では検討対象外とする。

総則によれば、送還政策は国民政府の責任のもとで実施され、中国各地から港までの輸送は中国が、港から日本までの輸送はアメリカが担当した。280万人もの日本人の海上輸送には相当数の船舶が必要であるが、中国から日本への海上輸送を担当したアメリカは、輸送のための船舶も提供した。利用された船舶は、米国船 LST 輸送船（戦車揚陸艇。1500名収容可能）85隻、米国船リバティ輸送船（1500名収容可能）100隻、病院船6隻である。その他の船舶による輸送については、SCAJAP（日本商船管理局）の責任のもとで実施された<sup>14)</sup>。

## 3. 中国の役割

中国側のおもな役割は、中国各地から港への日本人の輸送と乗船時の検査であった。とりわけ携行品の検査については、細かい品目に至るまで詳細に取り決められている。それによると、上海会議で決定された携行品の制限は、旧満洲などからの引揚げ体験で語られるような「着の身着のまま」の過酷な状況ではなかったようである。

荷物の重量は、一人当たり30キロまで許可され、許可された物品は、洗顔用具、じゅうたん（または綿花布団）一式、掛け布団一枚、冬服一式、夏服一式、コート一着、手提げカバン、手提げ袋が各一点、そして、（革）靴、短パン、シャツが各三点とその他の身の回り品である。ひと通りの生活必需品は携帯することができた。現金も一人1000円まで所持が許された（日本人将

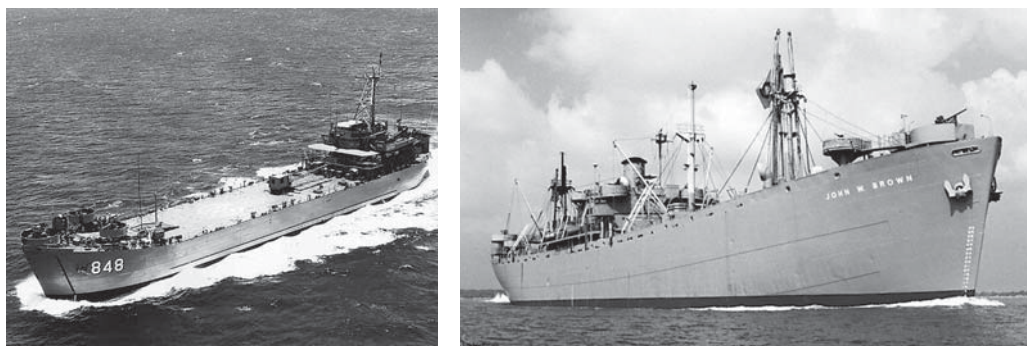


図2 アメリカが用意した船舶  
(左) LST 輸送船 (右) リバティ輸送船

校は500円、兵士は200円)。

一方で、携帯が禁止・制限された物品は、爆発物、武器弾薬、日本刀、カメラ、双眼望遠鏡、光学機械、金、銀、未加工の宝石、美術品、株券、身分に合わない装飾品、一般的な需要を越えるきざみたばこ、葉巻、紙巻きたばこ、一般的な需要を越える食糧、歴史書籍および報告書・統計書およびそのほかの類似する資料等があげられている。

このように細かく制限された背景には、日本軍や日本人がふたたび中国で勢力を取り戻すことを阻止するための措置であるだけでなく、日本の物品や財産が共産党やソ連勢力に渡らないためでもあった。終戦直後の中国では、国民政府や共産党、ソ連による日本の「敵性財産」の争奪戦が展開されていたのである。

#### 4. 引揚港の選定

上海会議では引揚げが実施される港も選定された。選定された港は、塘泊、青島、連雲港、上海、慶門、汕頭、広州、海口、三亜、海防、基隆、高雄の12港である<sup>15)</sup>。その結果、1945年12月4日、上海からの遣送が開始された。第1陣では、2,185人の日本人が帰国した。同船の機関士は日本人で、アメリカ海軍タイプス中尉以下米軍21人も同乗していた。

だが、上海会議で決定された港は華中・華南地方に集中しており、共産党・ソ連勢力下に近い華北・東北地方の港は含まれていない。旧満洲や関東州に残留する多くの日本人を引揚げさせるには、どうしても華北・東北地方の港が必要であった。上海会議のなかで、中国戦区アメリカ軍総司令部日俘僑民遣送組長ホイットマン少将は次のように発言している。

満洲に関しては、少なくとも2つの港湾を必要とする。その一候補は、葫芦島で、もし許されるならば他の一つは大連である。できれば我々は、瀋陽<sup>16)</sup>に米軍の輸送本部を設立し、同時に中国側の関係機構の設置を必要とする。瀋陽を拠点にできれば、国民政府軍は、ハルピン、長春、チチハルに遣送部隊を設立し、旧満洲の各地に点在する日本人を内陸地区から港湾地区まで時間通りに移動させることが実現できる。これら機構の準備は、1946年



図3 葫芦島港と石碑

(左) 現在の葫芦島港の景色。葫芦島市は石油と造船を主要産業とする工業都市である。中国海軍の重要拠点であり、中国初の原子力潜水艦が建造された都市としても有名。日本人が引揚げた海辺には、富裕層の高層マンションが立ち並ぶ。(右) 日本人遣送の地を示す石碑。「1050000」は引揚げた人数を示す。もともとこの石碑は海辺に建立されたが、海軍基地の敷地内だったため近年移転された。(2013年8月筆者撮影)



4月1日前後に開始したい（後略）

上海会議でアメリカは、ソ連・共産党勢力圏である満洲からの引揚げも視野に入れていた。ただ、ホイットマン少将の計画が実現されるまでには、まだ多くの課題が山積していた。葫芦島は、アメリカ海軍の拠点から近く、国民政府と共産党の勢力の境界付近に位置していた。旧満洲の日本人を送還させるために葫芦島港を確保するためには、まず、瀋陽に米軍の輸送本部を設置する必要がある、そのためには、国民政府と共産党の内戦を一時停戦させなければならなかった。

## 5. 中国側の要求

2節2項で述べたように、終戦直後の日本政府は中国に残した財産を守るために在留日本人の定着方針を執ろうとしていたが、実際には終戦直後からすでに中国全土で接収が始まっていた。とりわけ旧満洲では、ソ連や共産党による強制的な接収が頻発していた。たとえば、炭鉱や鉄鋼で有名な重工業の拠点であった撫順市や按山市では、日本が建設した大規模な施設が早々にソ連や共産党によって接収された。接収は建物や施設にとどまらず、高度な技術をもつ技術者も対象となり、知的財産も留用された。そのため国民政府にとって敵性財産の接収および共産党・ソ連への流出阻止は急務であり、上海会議でも議論が交わされている。

日本が中国国内で築いた資本と日本僑民の個人財産、いわゆる「敵産」の没収は、長年日本の侵略・蹂躪を受けた中国にとって勝者の当然の権利である。侵略者の権勢を頼みにして脅迫や懐柔など種々の不当な手段で手に入れた土地や権益は当然元の持ち主に返すべきである（『遣送日俘僑及韓台人帰国関係規集』、筆者翻訳）

敵性財産の処理は、国民政府にとってもアメリカにとっても重要な問題であった。共産党と対峙する国民政府にとって敵性財産が流出することは戦局に大きく影響するだけでなく、ソ連と対峙するアメリカにとっても無視できない問題であった。したがって国民政府から出された主張は、本会議においてアメリカの承認を得た。

このような敵性財産の接収は中国全土で展開し、大蔵省管理局による『日本人の海外活動に関する歴史的調査』によれば、中国最大の産業都市であった上海の接収状況は以下のとおりであった。

金融業、運輸通信業、貿易取引業、物品販売業、紡績業、金属工業、造船業、機械器具工業、化学工業、繊維工業、製粉業、食品加工業、その他の工業、土木建築業、文化事業・文化施設などの会社・店舗・工場が、国民政府に接収された。89兆9368億6600万元、18億3000万米ドルに相当（1945年当時）。これは華中、華東、華南における日本の資産総額の90%を占めていた（陳祖恩『上海に生きた日本人：幕末から敗戦まで』）

日本によって設置された「遺産」は、アメリカ・中国・ソ連にとって重要な資源であった。

## 6. 上海会議後の送還政策

2回の上海会議によって決定された政策は、その後GHQを通して「引揚げに関する基本指令」(1946年3月16日)として日本政府に通達され、この基本指令に基づいて邦人の引揚げは実施された。アメリカ・国民党勢力下の都市からの引揚げがはじまったのはその直後である。

1946年から47年にかけての1年間で、アメリカ・国民党勢力下に留まっていたほとんどの軍人、邦人が日本に帰国した。ただし、この時期に引揚げたのは、あくまでもアメリカ・国民党勢力下の都市であって、ソ連・共産党勢力下の旧満洲や関東州からは、まだ引揚げることができていない。

旧満洲から日本人を送還させるには、アメリカ海軍の拠点から近く、国民党と共産党の勢力の境界付近に位置する葫蘆島を確保する必要がある、そのためには瀋陽に米軍の輸送本部を設置し、国民党と共産党の内戦を一時停戦させなければならなかった。この内戦停戦の任務のために北京に派遣されたのが、マーシャルであった。マーシャルは、1945年12月20日に北京に赴いてからおよそ1年間中国に滞在し、なんとか国共停戦は実現した。

アメリカの支援を受けた国民党軍は1946年4月に瀋陽に攻勢をかけ、ふたたび共産党軍と衝突する。1946年6月には、アメリカ政府が国民党に向けて「対中軍事援助法案」を可決し、共産党との対立をいっそう深めていく。さらに、共産党を支援するソ連とアメリカの対立も顕在化し、冷戦構造が鮮明になっていった。そうしたなかにあってマーシャルの停戦工作は継続され、1946年5月11日には「在満日本人の本国送還に関する協定」がアメリカ、国民党、共産党によって締結され、葫蘆島が確保された。アメリカ船を中心に引揚げ船が葫蘆島に集結し、この場所から100万人の日本人が引揚げることになる。

その後、アメリカとソ連の協議がはじまり、「東北中共官制区の日本人送還の協定書」(1946



図4 国民党・共産党・アメリカによる3者会談

1945年12月27日に開催された国民党代表張群(左)、アメリカ代表マーシャル(中央)、共産党代表周恩来(右)による3者会談の様子。この会談後、国内各地の軍事衝突は一次停止された。(遼寧省葫蘆島市政府新聞弁公室・遼寧省社会科学院編『葫蘆島百万日本居留民の大送還』(2005)より抜粋)

年7月1日)、「ソ連地区引揚げに関する米ソ協定」(1946年12月19日)が結ばれた。以下は、「ソ連地区引揚げに関する米ソ協定」の抜粋である。

- ・引揚げの対象は、ソヴィエト社会主義共和国連邦及び同国の支配下にある領土からの日本人俘虜及び一般日本人及び、北緯三八度以北の北鮮に向けた在日朝鮮人。
  - ・下記の港がソ連邦支配下領土よりの日本人の引揚げに使用される。ナホトカ（沿海州）、真岡（樺太）、元山（朝鮮）、威興（朝鮮）、大連（中国）。
  - ・在日朝鮮人の引揚げには佐世保港が使用される。
  - ・引揚港からの日本人の引揚数は月5万名とする。
  - ・在日朝鮮人の引揚げは、往復輸送の方法により、北鮮より日本人が1万人引揚げた後に同時に行われる。
  - ・引揚船は、日本にある連合国軍最高司令官が提供する。
  - ・連合国軍最高司令部の監督下にある引揚船は、ソ連邦領海及びソ連邦支配下の領土の領海においては、ソ連邦側の指定した海路及び規則に従う。
  - ・乗船時より目的港に到着するまで、食糧、必要な医療設備及び補給物資を引揚者に支給する。
  - ・ソ連邦領土及びソ連邦支配下の領土からの日本人俘虜及び一般日本人の引揚げに要する費用並びに日本より引揚げる朝鮮人の引揚費用は、日本政府が負担する。
- (「ソ連地区引揚げに関する米ソ協定」より)

以上のように、2回の上海会議では具体的な日本人の送還政策が協議され、仔細な部分にまで協議が及んでいた。第1回上海会議直後の1945年12月に、上海から残留日本人の第1陣送還事業がはじまり、また1946年3月にはGHQを通して日本政府に引揚方針が伝達されたように、上海会議において日本人の送還政策の基本方針が決定されたといえるだろう。

またアメリカは早期送還を求める一方で、国民政府のねらいは共産党との駆け引きのなかで日本の敵性財産をどのように活用するかという問題であった。国民政府を支援するアメリカにとっても、共産党・ソ連に敵性財産が流出することは不本意ではなかった。日本人の送還政策には、それぞれの国家の思惑が連動していたことがわかる。

#### 4. 中国国民政府による日本人管理体制

##### 1. 集中と管理

アメリカ主導の上海会議を経て日本人送還計画は実行されることになるが、国民政府は終戦直後から独自に日本人の処遇に対処していた。1945年9月30日には、「中国境内日僑集中管理法」を發布して、まずは中国にいる日本人を集中的に管理することを決定した<sup>17)</sup>。

第一条 中国国内（旧満洲を除く）各地に散在する全ての日本僑民は、当該地区の中国陸軍の指揮官が指定した区域に集中させ、省政府または市政府に紬その管理を移管する。

第二条 日本僑民の集中については、各地区の中国陸軍投降受理の指揮官は、該当地区の日本官兵善後連絡部長に命じて収容者の名簿を作成させ、かつそれに従って通知することで集中させる。

第三条 命令に従って集中する日本僑民は、衣服、寝具、炊事道具、洗面道具、手持ちの食糧など日常生活に必要な品物を携行することができる。私有の物品は時計、万年筆などの筆記用具や軍事と関連のない書籍を持ち込むことが許される。貨幣は中国元で5000元まで持ち込むことができる。携帯が許されないもの、あるいは携帯してはいけない物品は、省政府、または市政府に預けることとする。携帯が許されない金品と価値のある物件は全て自分で中国政府銀行に預託し、将来の賠償金の一部にあてることとする。

第八条 各地区の日本僑民集中居住区ごとに日本僑民集中管理所を設置する。一か所に複数の集中居住区が設置される場合は、数字をつけてこれを区別する。

第十条 日本僑民集中管理所の労役と雑役はすべて、管理所長が分配し指揮をとる。

第十二条 日本僑民の外部との通信は検閲され行動も監視される。ただし家族と一緒に住むこと、および日本僑民自らが一種の自治組織を作ることは許可し、管理の利便性を図る。

第十五条 日本僑民集中管理所は、日本僑民に対して民主教育を施し、帝国主義・軍国主義教育の排除を図る。（「中国境内日僑集中管理法」より）

この法律に基づき国民政府は、中国各地の大都市に「集中営」と呼ばれる日本人収容所を設置し、日本人を集中させ管理した。集中営は、おもに沿岸部の大都市に設置され、もともと日本人居留民が住んでいるエリアに設置されている。集中営にはもともとその場所に住んでいた日本人だけでなく、内陸から引揚げてきた軍人・邦人も一緒に収容された。また住居が不足する場合は学校や役所も集中営として利用され、たとえば上海の日本第九国民学校の場合、200名ほどの日本人が教室ごとに畳を敷いて数家族20～30名が生活していたという。

もっとも早い時期に日本人管理が始まった上海では、1945年10月1日に「上海日僑管理処」を設立して日本人管理体制を開始している。表3と図5は上海市内に設置された集中営の場所とそれぞれの人口を示している。上海には4か所の集中営が設置された。それぞれもともと日本人が多く住んでいた地域である。とりわけ最も人口の多い①第一区は、「虹口」と呼ばれ古くから日本人が生活していた地域である。日本人人口全体の8割がこの地区に集住していた。また、①～③の地区には古くから上海に移り住んだ自営業や労働者層の日本人が生活していた。彼らは俗に「土着派」と呼ばれ、上海日本人の圧倒的多数を占める。一方でやや離れた場所に位置する④の地区は、「会社派」と呼ばれるエリート層の日本人が暮らしていた。日本人の集住分布をからも、所得や社会的地位による差異がはっきりと見て取れる。

## 2. 日本人管理体制と民主主義

上海会議によって日本人を送還することが決定されたが、現場ではすぐに送還が実現したわけではなかった。上海の場合、中国陸軍総司令部の訓令により、すぐに送還する日本人としばらく留用する日本人に分けて管理する政策がとられることになる<sup>18)</sup>。その現場で執られた日本人管理システムは極めて構造的なものであった。



表3 上海における集中營の場所と日本人人口（1945年10月）

	場 所	戸数 (戸)	人口数 (人)
① 第一区	東至斐倫路江岸（現在の九龍路），西至北四川路（現在の四川北路），南至百老匯路（現在の大名路），北至斐倫路江岸と北四川路交差点の間	7,023	57,636
② 第二区	東至楊樹浦江岸（現在の蘭州路），西至斐倫路江岸，南至楊樹浦路（現在も同名）及び東百老匯路（現在の東大名路），北至旧共同租界線（現在の周家嘴路）	1,462	10,331
③ 第三区	東至黎平路，西至楊樹浦江岸，南至楊樹浦路，北至旧共同租界線	854	3,177
④ 第四区	東至加納路（現在の武定路），西至齊家宅劉家宅曹家宅，南至高家宅陳巷察家宅，北至旭街	1,090	7,637
その他の指定外地域			469
計		10,429	79,086

日本侨民管理处編『日侨管理处工作报告』（1946）より作成

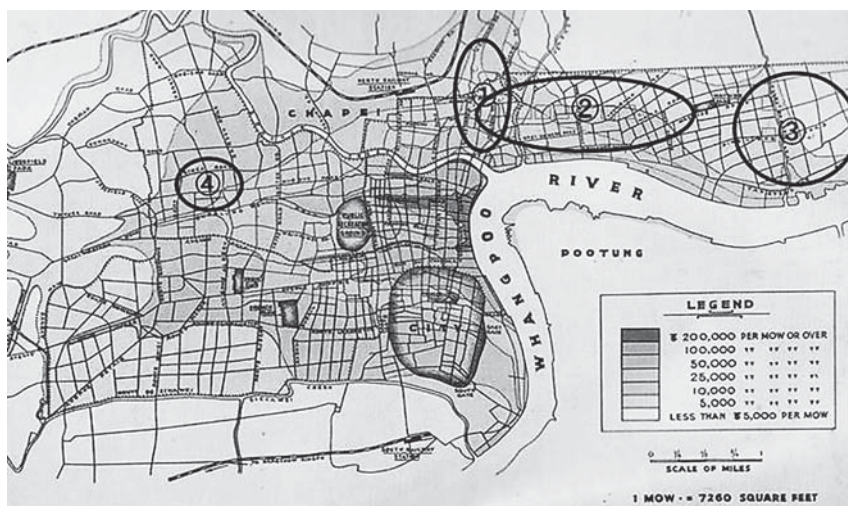


図5 上海における集中營の場所

『老上海地図』（上海画報出版社，2001）の地図をもとに作成

まずは中国側と日本側にそれぞれ管理組織が形成され，中国側の担当機関は国民政府第三方面軍が担い，日本側の組織は旧日本陸軍支那派遣軍の将校および民間人によって構成されていた<sup>19)</sup>。それに加えて中国の伝統的な組織体制「保甲制」も採用された。宋代からはじまる伝統的な組織構造である保甲制は，1戸を単位として10戸で「甲」を，10甲で「保」を編成され，戸・甲・保にそれぞれ長を設けている。ちなみに表3の1945年10月28日現在の保甲体制は，日本人総人口79,086人が，10,429戸・1,100甲・114保に編成されていた。

日本人管理の実態については上海史研究者の高綱博文氏の研究にくわしい。高綱氏によれば，日本人を管理する上での最大の目的は，日本人の「民族的優越感」「軍国主義」「侵略思想」を



粛清することであり、そのために「民主主義」の実現することを求めたのであった。高綱は上海日僑管理処の責任者である湯恩伯の以下の言葉を引用している<sup>20)</sup>。

吾人は日本人民が軍閥に強制されてやむを得ず戦っているということをよく承知しているが故に中国の抗戦目的は日本軍閥打倒という点に置いたわけで、日本人民に対してわずかの怨念も敵愾心も懐いてはいない。(中略) 歴史の教訓を胸に誠意を以て連合国の支持に従い、民主主義の理想を実現すれば、必ず世界平和に貢献し得る国民である。現在の環境において、吾人は日本を近代的民主国家たらしむべく指導するに当たり、日本人民に対して「民族的優越感」「軍国主義」「侵略思想」を根絶する覚悟を要請した。

また、上海日僑管理処長の王光漢は以下のように述べている<sup>21)</sup>。

中国側で日本僑民に対してこの保甲制度を実施したのも諸君を援助して民主主義の道に進せんがためである。

上海日僑管理処長のトップである湯恩伯と王光漢は、日本人を集中・管理することによって「民主主義」「民主化」に向うことを目指していた。そのために保甲制が導入され、集中営内部での日本人の「自治」が認められていた。保甲制のもとでは「日僑自治会」が組織され、選挙も開催されて代表者が選出された。また集中営では意識調査も行われ、天皇制や戦争責任についての世論調査が実施されていた。これらの世論調査は、集中営内で刊行されていた日本語新聞の紙面上で実施されていた。たとえば上海では、『改造日報』や『導報』などの日本語新聞がこうした調査の媒体として活用されていたが、そもそも『改造日報』は戦後廃刊になった日本語新聞『大陸新報』の設備を利用して、国民政府が立ち上げた新聞社であった。国民政府による日本人管理のためのメディア戦略である。

以上のような集中営をめぐる「民主化」「自治」「管理」という文言からは、アメリカの影響を連想できる。戦争によって引き起こされた強制移住や難民という問題は、20世紀以降の国民国家を軸とした社会秩序の形成のなかで繰り返されてきたが、その過程において特定の人々を排除し、管理、統合するための技法は、アメリカから世界に拡散されていく。国民政府による集中営での日本人管理の技法は、第二次世界大戦期アメリカの戦時転居当局（WRA: War Relocation Authority）による日系人管理体制と類似している。アメリカの日系人収容所で日系人による自治が認められ選挙も行われていたように、集中営でも選挙が実施され、日系人収容所ではアメリカに対する忠誠心を確認する忠誠心調査が実施されていたように、集中営でも天皇制や戦争責任をめぐる世論調査が行われていた。国民政府による日本人管理体制には、アメリカによる管理システムが転用されていたと考えられる。集中営における日本人管理には、保甲制という中国独自の管理体制も導入されていたものの、日本人送還をめぐるさまざまな局面において、アメリカの影響が色濃く反映されていることがわかる。

## 5. おわりに

本稿では、中国からの日本人引揚げを「送り返す側」の視点から捉え、その実態について考察してきた。日本の敗戦によって、戦後東アジアにおける大国間の政治的経済的が活発化するなかで、とりわけアメリカ、中国、ソ連による駆け引きが始まり、その渦中に日本人引揚者は置かれていた。

本稿の分析から、日本人の引揚げにはアメリカ政府の意向が極めて強く反映していることが明らかになった。アメリカは、中国共産党の弱体化と、ソ連の満洲からの撤退を望み、戦前から協力関係にあった国民党が中国統一するために政治的・経済的支援を継続していた。同時に、中国に残留する日本軍の復権を阻止するために早期送還を主張し、日本人の残留を望んだ日本や中国の主張を退ける結果となった。

また、日本が遺した「遺産」をいかに確保するかは、アメリカ・中国・ソ連にとって重要な課題であった。とりわけ中国国民政府にとっては、共産党との国共内戦や戦後社会の再建に向けて極めて大きな問題であった。国民政府にとって敵性財産が共産党に流出することは避けるべき事態であり、同時にそれはソ連と対峙するアメリカにとっても同じであった。本稿で取り上げたアメリカと国民政府による上海会議の議事録『遣送日俘僑及韓台人帰国有関条規集』の分析から、国民政府が主張した日本人留用は、アメリカが主張する日本人の早期送還とは相反するものの、双方にとって意義があることとして実践されることが決定していたことが明らかになった。

日本人の留用を望む国民政府は、収容所である集中営を設置して日本人を集中的に管理した。国民政府は、収容所内に日本人による自治を認め、新聞を刊行することで「民主的」な管理を実践した。だがその背景にはアメリカによる管理システムの転用が垣間見られ、ここでもまた日本人管理をめぐるアメリカによる強い影響がみられた。

以上のように、日本人の引揚げを「送り返す側」の視点から捉えることで、日本人管理をめぐるアメリカの強い影響力が明らかになる。その影響力は、戦後日本社会におけるGHQによる占領や米軍基地問題にとどまらず、日本人の引揚げそのものがアメリカによる意向が強く反映されており、さらには、引揚げ後の生活再建に密接につながる農地改革にも影響していた<sup>22)</sup>。またその影響は、本稿で分析した中国や日本にとどまらず韓国や台湾を含めた東アジア全域に広がっている。

本稿では紙幅の関係でソ連の影響について詳述することができなかった。ソ連は、とりわけ満洲、関東州からの引揚げについて大きな影響を及ぼした。その詳細について不明な点も多く、今後も引き続き研究を進めていく。大連にはロシア・ソ連と引揚げに関する膨大な資料が残されていると考えられるが、公開されている資料はわずかである。今後も大連や中国地方の図書館・档案馆で資料調査を継続するとともに、近年モスクワ公文書館の資料公開が進んでいることから、将来的にはモスクワでの資料調査も視野に入れて研究を継続する。

## 注

- 1) 戦後日本政府にとって、引揚者の救済は戦後復興の課題のひとつであった。担当省庁である厚生省や

- 引揚援護庁は膨大な資料を残し、厚生省引揚援護院編『引揚援護の記録』（厚生省引揚援護院、1947）や厚生省編援護局編『引揚援護30年の歩み』（1978）などがまとめられてきた。これらの資料群から、引揚げ者の救済体制・組織の構造分析や、互助的ネットワークの研究などが進められ、引揚者支援をめぐる政策的重要性が強調されてきた（若槻泰雄『戦後引揚げの記録』時事通信社、1991など）。
- 2) 満洲移民のオーラルヒストリーめぐる質的研究として、蘭信三『「満州移民」の歴史社会学』（行路社、1994）、二松啓紀『京都満洲開拓民 裂かれた台地：記録なき歴史』（京都新聞出版センター、2005）、坂部晶子『「満洲」経験の社会学：植民地の記憶のかたち』（世界思想社、2008）、渡辺雅子『満洲分村移民の昭和史：残留者なしの引揚げ大分県大鶴開拓団』（彩流社、2011）などがあげられる。
  - 3) こうした研究背景を受けて近年、引揚げを他国との関係のなかで捉える研究がはじめられている。高網博文『「国際都市」上海のなかの日本人』（研文出版、2009）、山村睦夫「上海における日本人居留民の引揚げと留用」日本上海史研究会編『建国前後の上海』（研文出版、2009）、陳祖恩『上海に生きた日本人：幕末から敗戦まで』（大修館書店、2010）、加藤聖文「大日本帝国の崩壊と残留日本人引揚問題：国際関係のなかの海外引揚」増田弘編『大日本帝国の崩壊と引揚・復員』（慶応義塾大学出版会、2012）などがある。日本人の引揚げを国際関係問題として捉えた研究は端緒についたばかりであり、筆者もこの立場にたつ。
  - 4) 1946年からはじまった国民党と共産党による内戦は、1949年に共産党が勝利するかたちで収束し、1949年10月1日に中華人民共和国が設立された。他方、蒋介石の国民党は、台湾に落ち延びる。その間、1945年に満洲に侵攻したソ連は、1947年まで中国東北地方に居座り、軍事支配を継続する（1945年～47年）。
  - 5) 遼寧省葫蘆島市政府新聞弁公室・遼寧省社会科学院編『葫蘆島百万日本居留民の大送還』（五州伝播出版社、2005）、忻平・呂佳航「身有所寄 心有所托：战后上海待遣日侨的集中管理」『社会科学家』（162：7-12、2010）、張志坤・関亜新『葫蘆島日侨遣返的調査与研究』（社会科学文献出版社、2010）、中国社会科学院近代史研究所編『国共内戦と中美関係：馬歇尔使华秘密報告』（華文出版社、2012）などの研究がある。
  - 6) 若槻泰雄『新版 戦後引揚の記録』時事通信社、1995、48頁。
  - 7) 山村睦夫「上海における日本人居留民の引揚げと留用」日本上海史研究会編『建国前後の上海』、研文出版、2009、180頁。
  - 8) 若槻前掲書、1995、50頁。
  - 9) 山村前掲書、2009、181頁より引用。
  - 10) 1945年以後、山西省に駐屯していた日本軍と残留日本人がそのまま現地にとどまり、約2600人の日本人が中国国民党軍の軍隊へ編入され中国共産党軍と戦った。米濱泰英『日本軍「山西残留」一國共内戦に翻弄された山下少尉の戦後』（オーラルヒストリー企画、2008）や、映画『蟻の兵隊』（2006）に詳しい。
  - 11) Harry S. Truman, 1956, *Memoirs by Harry S. Truman : years of trial and hope*, Doubleday & Company, Inc. (= 1992, 加瀬俊一監修・堀江芳孝訳『トルーマン回顧録II』、恒文社、32頁)。
  - 12) Truman 前掲書、1956 = 1992、56頁。
  - 13) 山村前掲書、2009、191頁。
  - 14) SCAJAPとは、GHQの下部組織 Shipping Control Authority for Japanese Merchant Marine の略称。
  - 15) この12港のうち、基隆と高雄は台湾である。
  - 16) 旧満洲の都市で、戦前の名称は奉天。
  - 17) 日本侨民管理处編（1946）『日侨管理处工作报告』（上海市档案馆館蔵番号 Q3-1-23-18）より引用。なお本資料は中国語で記されているため筆者が翻訳した。
  - 18) 山村前掲書、2009、191頁。
  - 19) 中国側の業務担当者は以下の通りである。総司令官・湯恩伯（帝国陸軍士官学校卒）、総参議・徐祖

## 戦後中国における日本人の引揚げと遣送（佐藤）

恰（中将・帝国陸軍士官学校卒）、参謀長・王光漢（中将）、参謀・李元凱（少将・帝国陸軍士官学校卒）、参謀・有吉堂（少将）、前進指揮所主任兼副司令官（上海）・張雪中（中将）、前進指揮所主任兼副司令官（南京）・鄭洞国（中将）、第二九軍長・牟廷方（中将）、参謀長・張百川（少将）、京滬警備司令部司令官・陳大慶（中将）、参謀長・張柏亭（少将）、連絡組長・林日藩（少将）、副組長・都任之（少将）、日本僑民管理处処長（兼任）・王光漢（中将）、副処長・郷任之（少将）、江湾管理处処長・龍佐良（少将）、上海港口運輸司令部司令官・謝瀨齡、訟櫃警備司令部司令官・錢大鈞、上海市政府警察局局长・宣鉄吾、上海市政府警察局虹口分区主任・博培科、中央宣伝部対日文化工作委員会委員・羅克典、羅堅白、都任之、改造日報社社長・陸久之、総経理・金学成。

また、日本側の引揚げ業務担当者の陣容は以下の通りである。陸軍第一三軍司令官・松井太一郎（中将）、参謀長・土居明夫（中将）、参謀副長・川本芳太郎（少将）、高級参謀・笹井（大佐）、参謀・森（中佐）、市川（中佐）、井上（中佐）、浦野（中佐）、音吉（少佐）、海軍一支那方面艦隊司令官・福田良三（中将）、参謀長・左近允尚政（中将）、参謀副長・小川（少将）、参謀・小田切（大佐）、谷岡（中佐）、陸戦隊司令官・勝野実（少将）、根拠地隊司令官・森徳治（少将）、大使館一公使・土田豊、公使・堀内干城、参事官・岡崎嘉平太、調査官・久宗高、居留民団長・中島忠三郎。

20) 湯恩伯「日本人民の覚悟」『導報』1945年11月20日（高綱前掲書、2009、292-293頁）。

21) 『導報』1945年11月20日（高綱前掲書、2009、293-294頁）。傍線箇所は筆者による。

22) 引揚者の生活再建に戦後日本の農地改革が大きく影響していたが、その農地改革には日本政府とアメリカによる農地買収が大きく関係していた。詳細は拙稿「満洲開拓者の再定住と生活再建」天田城介・櫻井悟史・角崎洋平編『体制の歴史』（洛北出版、2013）を参照されたい。

